三　金融商品の販売等に関する法律の一部改正関係

金融商品販売業者等が商品関連市場デリバティブ取引を扱う際の顧客に対する説明義務に関し、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合についても、当該説明義務を適用除外としないこととした。（第三条第七項関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇船員法の一部を改正する法律（法律第八七号）（国土交通省）

1　船員の労働条件等に関する規定の整備

㈠　船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、労働条件に関する一定の事項について雇入契約の相手方に対し書面を交付して説明し、雇入契約が成立したときは、これらの事項を記載した書面を船員に交付するとともに、当該書面の写しを船内に備え置かなければならないこととした。（第三二条及び第三六条関係）

㈡　船舶所有者は、国土交通大臣の許可を受けて、又は国土交通大臣に届出をして船員職業紹介事業を行う者以外の者が国内において船舶所有者に紹介した求職者、外国における船員職業紹介事業を適確に実施することができるものとして定める基準に適合しない者が外国において船舶所有者に紹介した求職者等を船員として雇い入れてはならないこととした。（第三二条の二関係）

㈢　船舶所有者は、船員に責があり雇入契約を解除した場合においても、船員が自己の負担でその希望する地まで移動することができないときは、船舶所有者の費用により、船員の希望に応じた輸送手段で船員を送還するものとし、当該費用の償還を船員に請求することができることとした。（第四七条第二項～第四項関係）

㈣　船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うときは、船員に対しこれらに関する事項を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第五三条第三項関係）

㈤　船員の労働時間等に関する規制を船長等に適用することとした。（第六章及び第九章の二関係）

㈥　船舶所有者は、労働組合等との書面による協定をし国土交通大臣に届け出た場合、休息時間を、一日について三回以上に分割して、又は二回に分割した場合のいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員に あっては、特別の安全上の必要がある場合に作業に従事する海員又はその航海の態様が特殊である一定の船舶に乗り組む海員）に与えることができることとした。（第六五条の三第三項関係）

㈦　船舶所有者は、一六歳未満の者（漁船にあっては、一五歳に達した日以後の最初の三月三一日が終了した者を除く。）を船員として使用してはならないこととした。（第八五条第一項関係）

㈧　船舶所有者は、航海中の船員の苦情を処理するための手続を整備し、雇入契約が成立したときは当該手続を記載した書面を船員に交付するとともに、船員から苦情の申出を受けた場合は当該手続に則り苦情を処理し、苦情を申し出たことを理由として船員に対して不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一一八条の四関係）

2　国際航海に従事する一定の日本船舶に対する船員の労働条件等の検査

㈠　国際航海に従事する一定の日本船舶（以下「特定船舶」という。）の船舶所有者は、船員の労働条件等について国土交通大臣又は㈣の登録検査機関の行う法定検査を受けなければならないこととした。（第一〇〇条の二、第一〇〇条の四及び第一〇〇条の六関係）

㈡　法定検査の結果一定の要件に適合すると認めたときは、国土交通大臣は、当該船舶の船舶所有者に対し海上労働証書等を交付することとした。（第一〇〇条の三及び第一〇〇条の六関係）

㈢　特定船舶は、有効な海上労働証書等の交付を受けたものでなければ、国際航海に従事させてはならないこととした。（第一〇〇条の七関係）

㈣　国土交通大臣は、法定検査を行おうとする者から申請があり、当該者が一定の要件に適合しているときは、登録検査機関として登録することとした。（第一〇〇条の一二関係）

3　我が国に寄港する一定の外国船舶に対する乗組員の労働条件等の検査

㈠　国土交通大臣は、一定の外国船舶が国内の港にある間、乗組員の労働条件等に関し、条約に定める要件に適合しているかどうかについて、その職員に検査を行わせることができることとした。（第一二〇条の三第一項関係）

㈡　国土交通大臣は、㈠の検査の結果、乗組員の労働条件等が条約が定める要件等に適合していないと認めるときは、船長に対し是正のための通告、当該船舶の航行の停止命令等を行うことができることとした。（第一二〇条の三第三項及び第四項関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとした。ただし、2及び3に関する規定については、条約が日本国について効力を生ずる日（以下「発効日」という。）から、発効日前の船員の労働条件等の検査に関する規定については、発効日前の政令で定める日から施行することとした。

◇海上運送法の一部を改正する法律（法律第八八号）（国土交通省）

1　準日本船舶に関する措置の基本方針への位置づけ

国土交通大臣が定める基本方針に、2の㈣の準日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する施策について定めることができることを明確化することとした。（第三四条第一項関係）

2　準日本船舶の認定制度の創設

㈠　対外船舶運航事業を営む者（以下「対外船舶運航事業者」という。）は、日本船舶以外の船舶であって、その子会社が所有し、かつ、自らが運航するものについて、次のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第三九条の五第一項関係）

⑴　対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し航海命令が発せられた場合において当該船舶を当該命令による航海に従事させる必要があるときに、当該子会社が当該対外船舶運航事業者に譲渡することを内容とする契約（確実に履行されるために必要な要件に該当するものに限る。）を締結していること。

⑵　当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員に関する事項が、航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させるために必要な一定の要件に該当すること。

㈡　対外船舶運航事業者は、認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う測度を受けなければならないこととした。（第三九条の五第二項関係）

㈢　国土交通大臣は、認定の申請があった場合において、当該申請に係る船舶が要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、当該認定をしたときは、当該認定の申請をした対外船舶運航事業者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他の事項を記載した認定証を交付することとした。（第三九条の五第三項及び第四項関係）

㈣　㈢の認定を受けた対外船舶運航事業者（以下「認定対外船舶運航事業者」という。）は、当該認定に係る船舶（以下「準日本船舶」という。）について、名称、総トン数等、㈠の⑴の契約の内容等に変更があったとき又は航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由が生じたときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととするとともに、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証の書換えを申請しなければならないこととした。（第三九条の五第五項関係）

㈤　認定対外船舶運航事業者は、認定証の書換えの申請（総トン数等の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならないこととした。（第三九条の五第六項関係）